

子 発 0218 第 5 号
令和 4 年 2 月 18 日

都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長 殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

「児童養護施設の小規模かつ地域分散化された生活単位における養育体制の
充実について」の一部改正について

標記については、令和元年 10 月 4 日子発 1004 第 5 号「児童養護施設の小規模かつ地域
分散化された生活単位における養育体制の充実について」により行われているところであ
るが、今般、その一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和 3 年 4 月分の支弁から適用
することとしたので、通知する。